

長野工業高等専門学校執行会議規則

最終改正 令和4年7月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、本校執行会議（以下「会議」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、校長の諮問に応じ、本校における重要事項を審議し、校長の業務執行に資するものとする。

(審議)

第3条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 教務に関する事項
- 二 学生の厚生補導に関する事項
- 三 学生寮に関する事項
- 四 専攻科に関する事項
- 五 評価及び広報に関する事項
- 六 研究及び地域連携に関する事項
- 七 管理運営に関する事項
- 八 その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる者で組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 その他校長が必要と認める者

(議長及び会議の招集等)

第5条 会議は、校長が招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故あるときは、副校長のうち、あらかじめ校長が指名した者がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要あると認めたときは、第4条に規定する構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校執行会議規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。（第3条第3項の追加，副校長の職務変更（第4条））

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。